

平成23年第3回小山町議会3月定例会会議録

平成23年2月25日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場  
開 会 午前10時00分 宣告  
出席議員 1番 米山 千晴君 2番 田代 一夫君  
3番 藺田 豊造君 4番 臼井 淳一君  
5番 梶 繁美君 6番 鷹嶋 邦彦君  
7番 池谷 洋子君 8番 湯山 鉄夫君  
9番 米山 元君 10番 室伏 武君  
11番 岩田 潤泉君 12番 真田 勝君  
13番 込山 恒広君 14番 岩田 治和君  
15番 仲井 民夫君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	高橋 宏君	副 町 長	田代 信幸君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	田代 源治君
住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君	経 済 建 設 部 長	小野 巖君
教 育 部 長	常盤十四信君	会 計 管 理 者	高木 昇一君
企 画 調 整 課 長	後藤 栄一君	ま ち づ くり 推 進 室 長	遠藤 一宏君
総 務 課 長	高橋 忠幸君	税 務 課 長	湯山 正敏君
福 祉 課 長	田代 順泰君	住 民 課 長	岩田 英信君
健 康 課 長	羽佐田 武君	生 活 環 境 課 長	室伏 博行君
建 設 課 長	鈴木 哲夫君	農 林 課 長	池谷 和則君
商 工 観 光 課 長	池谷 廣美君	都 市 整 備 課 長	小野 克俊君
上 下 水 道 課 長	吉川 保利君	学 校 教 育 課 長	小野 学君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	秋月 千宏君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君  
会議録署名議員 13番 込山 恒広君 14番 岩田 治和君  
散 会 午後1時44分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 議案第3号 平成22年度小山町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第5 議案第4号 平成22年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第5号 平成22年度小山町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第6号 平成22年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第7号 平成22年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第8号 平成22年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第9号 平成22年度小山町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第10号 第4次小山町総合計画基本構想について
- 日程第12 議案第11号 小山町火入れに関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 平成23年度小山町一般会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成23年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成23年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成23年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成23年度小山町水道事業会計予算
- 日程第25 選挙第4号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 提案説明(議案第24号~議案第26号)
- 追加日程第2 議案第24号 工事請負契約の締結について「平成22年度22災害査定第71号 町道1001号線(下野沢橋)橋梁災害復旧工事」

- 追加日程第3 議案第25号 工事請負契約の締結について「平成22年度東富士演習場関連公共施設整備事業 北郷中学校外構工事」
- 追加日程第4 議案第26号 工事請負契約の締結について「平成22年度小山中学校南校舎耐震補強改修工事」
- 追加日程第5 発議第1号 小山町議会議員定数条例及び小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（仲井民夫君） 本日は御苦労さまです。

報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は、傍聴席でのビデオカメラ等の撮影を議長において許可しておりますので報告します。

それでは、会議に入ります。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（仲井民夫君） ただいま出席議員は15人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成23年第3回小山町議会3月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。

概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

ここで報告をします。議長の変更に伴いまして、まず込山恒広君は前議長において総務建設委員会委員を辞退しておりましたが、辞退を解き、総務建設委員会委員とし、私の所属する委員会は総務建設委員会ですが、議長は議会全体の統制や議事の調整者として職務を行うべきと考え、総務建設委員会委員を辞退しますので、御報告をします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（仲井民夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、13番 込山恒広君、14番 岩田治和君を指名します。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（仲井民夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの20日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの20日間に決定をしました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付しておりますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

御報告の件があります。ただいま、町長及び議会から議案が提出をされました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

日程第3 町長提案説明

○議長(仲井民夫君) 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました議案第3号から議案第15号までの13議案について、町長から提案説明を求めます。町長 高橋 宏君。

○町長(高橋 宏君) 平成23年第3回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、平成22年度補正予算をはじめ、総合計画基本構想、条例、平成23年度当初予算の合計21件であります。

初めに、一般会計と6つの特別会計の補正予算であります。

議案第3号 平成22年度小山町一般会計補正予算(第8号)についてであります。

決算見込みにより、予算の整理をするもので、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2億4,847万円を追加し、歳入歳出の総額を125億1,780万4,000円とするもので、あわせて継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第4号から議案第9号までについても、決算見込みによる6つの特別会計の補正予算であります。

初めに、議案第4号 平成22年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ3,813万円を追加し、歳入歳出総額を19億4,174万7,000円とするものであります。

次に、議案第5号 平成22年度小山町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてであります。今年度で特別会計を精算することに伴い、歳出の補正をするものであります。

次に、議案第6号 平成22年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ311万2,000円を追加し、歳入歳出総額を1億8,743万円とするものであります。

次に、議案第7号 平成22年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ195万1,000円を減額し、歳入歳出総額を1億8,500万9,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成22年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ304万9,000円を追加し、歳入歳出総額を13億1,445万4,000

円とするものであります。

次に、議案第9号 平成22年度小山町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

既決予定額に、収益的収入は353万2,000円を追加するとともに、収益的支出においては811万3,000円を減額し、資本的収入は480万5,000円を減額するとともに、資本的支出においては2,462万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第10号 第4次小山町総合計画基本構想についてであります。

本町では、平成12年度に平成22年度を目標年度とする第3次小山町総合計画を策定し、基本構想「富士のふもと 人々のふれあう 心豊かなふるさと・おやま」を将来像として、魅力あふれるまちづくりを、町民とともに計画的に推進してまいりました。

この間、我が国における社会経済情勢は大きく変化し、小山町においても長引く不況を背景として、地域経済が低迷する中、少子高齢化の進行、地球的規模での環境問題など、地方分権の推進と相まって、町民ニーズの多様化、高度化などへの対応が迫られ、そのため、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を行っていくことが求められています。

こうした社会情勢の変化に踏まえ、だれもが夢と希望を持ち、生き生きと暮らせるまちづくりを目指す新たな総合計画として、第4次小山町総合計画を策定いたしました。この策定作業は、平成20年11月に着手し、町民アンケート、中学生未来会議、地区懇談会など、数多くの町民の方々に御協力をいただき、おおよそ2か年の歳月をかけ、取りまとめたものであります。

総合計画は、まちづくりの指針であるとともに、実効性のある計画とする必要がありますことから、次の5つの考え方により策定しております。

- 1 点目として、町民の力、地域の力を生かし、町民との協働を目指した計画。
- 2 点目として、町民満足度の向上などの成果が分かる計画。
- 3 点目として、行政評価や予算と連動する計画。
- 4 点目として、情勢の変化に柔軟に対応できる計画。
- 5 点目として、小さな町ならではの大胆なチャレンジを試みる計画。

以上の5つの考え方により、職員はもとより、総合計画町民企画委員の皆様、さらには総合計画審議会委員の皆様方の献身的な御協力により策定いたしました基本構想につきまして、地方自治法第2条第4項の規定に基づき議決くださるよう、御提案申し上げます。

次に、議案第11号 小山町火入れに関する条例の全部を改正する条例についてであります。

昨年3月に起きた野焼き作業中の事故を受け、作業に従事する者の安全を確保するため、演習場に関係する小山町、御殿場市、裾野市が足並みをそろえて、既存の条例を改正するものであります。

次に、議案第12号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

成美小学校と須走小学校の体育館を、地区児童屋内体育施設から学校体育館に所管がえするた

めの改正であります。

次に、議案第13号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

健康福祉会館内のゆったり湯を本年3月31日をもって廃止することに伴い、改正するものであります。

次に、議案第14号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

町営用沢団地の廃止に伴い、改正するものであります。

次に、議案第15号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

近年、団員の確保が困難な状況にあるため、任命要件を緩和し、入団者の確保を図るために改正するものであります。

以上、議案第3号から議案第15号までの提案説明であります。なお、これら13件につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

---

日程第4 議案第3号 平成22年度小山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（仲井民夫君） 日程第4 議案第3号 平成22年度小山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 田代源治君。

○企画総務部長（田代源治君） 議案第3号 小山町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

初めに、6ページの継続費の補正は、防衛施設道路整備事業について、防衛補助対象額の確定に伴い、平成22年度から平成23年度までの2か年で、総額5,358万5,000円の継続費の変更をお願いするものと、小山中学校改築事業のうち、当初平成24年度に実施を予定しておりました体育施設の改修工事が、防衛省との協議の結果、平成23年度の補助事業として実施可能となったため、年割額の変更をお願いするものであります。

次に、7ページの繰越明許費の補正であります。まず、企画渉外費の東富士五湖道路ランプ新設事業は、本年度、中日本高速道路株式会社に建設委託しているオフランプの建設事業の一部につきまして、本年度中の事業完了が見込めないことから、繰り越しをするものであります。

次に、広報広聴費、保育園費、小学校費、中学校費のきめ細かな交付金事業と社会教育費の住民生活に光をそそぐ交付金事業は、国が円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として、平成22年度補正予算により計上されたそれぞれの交付金を活用して実施する事業であります。交付決定が3月となる予定であり、年度内の事業完了が見込めないことから、次年度へ繰り越しをするものであります。

次に、老人福祉費の地域密着型サービス等基盤整備費補助金は、小山地区の犬の平に建設して

いる特別養護老人ホームの建設事業費に対して、町を通じて支払う県補助金について、今年度内に事業が完了しないため、県の補助金交付要綱に基づき、繰り越しをするものであります。

次に、林業費の森林整備・林業等振興施設整備補助金ほか1事業と、道路橋梁費の町道2222号線道路改良舗装工事は、昨年の台風9号による災害の復旧対応を優先したことにより、事業の一部が完了できないことから繰り越しをするものであります。

次に、下段の中学校費の北郷中学校外構工事を変更しますのは、構内の舗装工事や防球ネット改修の追加等により、次年度に繰り越す事業費が増えたことによるものであります。

また、公共土木施設災害復旧事業を増額変更しますのは、来年度に行う予定であった補助災害について事業実施を前倒しし、本年度中にすべての工事の発注を終える見込みとなりましたが、年度内の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

次に、8ページの債務負担行為の補正であります。昨年の6月議会において、養護老人ホーム部分の建設事業費に係る借入元利償還金のうち、町が平成23年度から平成42年度までの20年間にわたり交付金として支出する限度額を設定させていただきましたが、その後、事業費及び借入額が確定したことに伴い、減額するものであります。

次に、9ページの地方債の補正であります。本年度起債対象事業について、本年度の予算執行見込み及び適債性を精査し、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

11ページをお開きください。1款1項2目町民税の法人を5,000万円増額しますのは、当初の見込みよりも事業者の収益の増に伴い、法人税割が増額となる見込みによるものであります。

次に、11ページから12ページにかけまして、2款1項1目自動車重量譲与税を1,000万円、6款1項1目地方消費税交付金を500万円、8款1項1目自動車取得税交付金を1,500万円減額しますのは、今までの収入状況及び静岡県収入見込みにより減額をするものであります。

次に、13ページの15款1項2目災害復旧費国庫負担金を2,645万2,000円増額しますのは、昨年の台風9号による道路や橋梁などの公共土木施設災害の国庫負担分について、本年度中に100%の工事発注が可能となる予定となったため、3,969万1,000円増額するものと、須走幼稚園と須走中学校体育館の災害復旧費について、建物に係る被害額の全額を、建物災害共済保険からの補てんで対応できることとなったため、1,323万9,000円を減額するものであります。

次に、14ページの15款2項5目教育費国庫補助金を2,244万4,000円増額しますのは、小山中学校改築工事への安全・安心な学校づくり交付金が2,230万4,000円増額したためのものが主なものであります。

15款2項7目まちづくり交付金を1,200万円減額しますのは、平成17年度から始めた須走道の駅建設事業を中心としたまちづくり交付金事業について、本年度で事業が終了することにより、交付対象事業費の精算により生じるものであります。

次に、15ページの15款2項11目災害復旧費国庫補助金を1,390万3,000円減額しますのは、須走



中学校グラウンドの災害復旧について、国庫補助金の収入を見込んでいましたが、先ほど説明しました15款1項2目災害復旧費国庫負担金に変更が生じ、1,859万8,000円を減額するものが主なものであります。

次に、12目きめ細かな交付金を1,022万3,000円と、同じく13目住民生活に光をそそぐ交付金を500万円増額しますのは、先ほど繰越明許費の補正のところでも説明しましたとおり、国が円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策として、地方公共団体が地域の実情に応じ、地域の目線に立ったきめ細かな事業等に活用できるように、国の平成22年度補正予算に計上したことによるものであります。

次に、18ページの17款2項1目不動産売払収入を2,698万3,000円増額しますのは、須走地区の町営住宅富士見ヶ丘団地の一部を売り払う見込みとなったことと、本年度の収入見込みに合わせて増額するものであります。

次に、19ページの18款1項8目災害復旧費寄附金を2億1,480万円増額しますのは、昨年の台風9号による災害復旧に対して、多くの個人、法人から御寄附をいただきましたが、昨年の12月に社団法人須走彰徳山林会様からの2億円の寄附をいただいたものが主なものであります。

19款1項1目老人保健特別会計繰入金を223万円増額しますのは、平成20年3月診療分の支払をもって老人保健制度が廃止され、後期高齢者制度へと変わり、平成20年度から精算事務を行ってまいりましたが、今年度でその精算事務も終了することから、特別会計を廃止して、それに伴う繰入金を増額するものであります。

21款3項1目民生費納付金を956万8,000円減額しますのは、養護老人ホームに入所している措置費の実績見込みに応じて減額するものであります。

次に、20ページの21款5項4目RDFセンター周辺整備受託事業を1,223万8,000円減額しますのは、災害復旧事業を優先したため、本年度予定していましたRDFセンター周辺整備事業の一部が実施できなくなったことから、それに伴う受託事業費収入を減額するものであります。

21款6項1目雑入を5,799万1,000円増額しますのは、次の21ページの説明欄の細節39公有建物災害共済金4,496万8,000円が主なもので、須走幼稚園と須走中学校体育館の建設に係る災害復旧費の全額について、建物災害共済保険から補てんされるものであります。

次に、22款1項6目災害復旧債を7,799万円減額しますのは、本年度の災害復旧事業について、事業の執行見込みと国庫補助金などの特定財源の収入見込みの状況、さらに起債の対象事業を精査した結果、農地農業用施設災害復旧事業債を1億340万円減額し、公共土木施設災害復旧事業債を5,737万円増額、また、公園施設災害復旧事業債を536万円減額、文教施設災害復旧事業債を2,660万円減額したためのものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、23ページから御説明申し上げます。

まず、人件費につきましては、12月議会の補正予算により、本年度の決算見込額を算出し、計上したところでありますが、その後、支給要件の変更や共済組合負担金等の修正が生じたための

補正であります。

次に、24ページの2款1項2目財政管理費を348万5,000円増額しますのは、昨年度の国の緊急経済対策として交付された公共投資臨時交付金において、この交付金を活用した事業の精算に伴い、返還金が生じたことによるものであります。

2款1項4目財産管理費を1億7,321万3,000円増額しますのは、先ほど歳入のところでも説明しましたが、次ページの財政調整基金に災害復興費寄附金のうち、1億7,500万円を積み立てるのが主なものであります。

次に、28ページの2款7項1目企画渉外総務費を279万2,000円減額しますのは、経常収益が経常経費を満たさないバス路線に対し補助する生活交通確保対策事業補助金において、事業者の経営状況の改善により212万9,000円を減額するものが主なものであります。

次に、29ページの2款7項6目須走道の駅整備事業費を2,360万円増額しますのは、東富士五湖道路のオフランプ新設事業を、本年度、中日本高速道路株式会社に建設委託しているところですが、照明施設の増設や工法の変更等が生じたため、増額するものであります。

2款8項2目無線放送業務管理費を165万円増額しますのは、歳入でも説明しました国の緊急経済対策による、きめ細かな臨時交付金を活用して、防災行政無線設備の修繕を行うものであります。

次に、30ページの3款1項1目社会福祉総務費を455万9,000円減額しますのは、このたびの災害において、町の条例で定めている災害貸付金制度を利用する方がいなかったため、次ページの21節災害貸付金を700万円減額するものが主なものであります。

次に、32ページの3款2項1目老人福祉総務費を1,365万6,000円減額しますのは、町外の養護老人ホームへ入所措置している措置者の措置費が減っていることにより、20節の扶助費を1,359万3,000円減額するものが主なものであります。

3款2項3目後期高齢者医療費を307万4,000円増額しますのは、後期高齢者医療特別会計において、個人所得の減少などによる保険料軽減者の増により、特別会計への繰出金を307万円増額するものが主なものであります。

次に、33ページの3款3項3目保育園費を937万8,000円増額しますのは、国の緊急経済対策による、きめ細かな臨時交付金を活用して、保育園施設の修繕240万円と備品設置を実施する100万円の増額と、町外にある保育施設に通園する園児が増えたことに伴い、扶助費485万2,000円の増額が主なものであります。

次に、34ページの4款1項2目予防費を500万8,000円減額しますのは、本年度の実績見込みに合わせて、個別の予防接種などの委託料257万円の減額と、インフルエンザ予防接種の扶助費250万5,000円を減額するものが主なものであります。

次に、41ページの7款2項3目町道整備事業費を1,223万8,000円減額しますのは、先ほど歳入でも説明しましたが、災害復旧事業を優先したため、本年度予定していましたRDFセンター周

辺整備事業の一部が実施できなくなったことから、13節の委託料から22節の補償補てん及び賠償金までを減額するものであります。

次に、43ページの7款4項4目新東名対策費を449万7,000円減額します主なものは、新東名関連アクセス道路の測量設計及び橋梁詳細設計において、契約額との差金が450万円生じたことによるものであります。

次に、44ページの7款4項5目下水道整備費を717万3,000円増額しますのは、下水道事業会計におきまして、収入の下水道使用料が減額することに伴い、その調整分として繰出金を増額するものであります。

次に、45ページの8款1項3目非常備消防費を479万6,000円増額しますのは、今年度で退職する消防団員の退職報償金を436万8,000円増額するものが主なものであります。

5目水防費を3,580万円減額しますのは、台風9号の被災後に土砂や流木を除去するなど、緊急に対応していた業務の執行見込み額に合わせて減額するものであります。

次に、47ページの9款2項1目小学校費の学校管理費を425万5,000円増額しますのは、国の緊急経済対策による、きめ細かな臨時交付金を活用して、小学校施設の修繕料150万円と工事費380万円の増額と、同じく国の緊急経済対策による、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、学校図書を購入する135万円の増額が主なものであります。

次に、49ページの9款5項4目図書館費を274万9,000円増額しますのは、国の緊急経済対策による、住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、図書を購入する259万円の増額が主なものであります。

次に、50ページの9款5項5目生涯学習センター管理費を224万9,000円増額しますのは、国の緊急経済対策による、きめ細かな臨時交付金を活用して、生涯学習センターの電話装置入替工事を行う301万5,000円の増額が主なものであります。

次に、51ページの10款2項1目公共土木施設災害復旧費を1億3,168万2,000円増額しますのは、公共土木施設災害の国庫補助分について、本年度で100%の工事発注を行える見込みとなったことから、年度内に発注できる単独事業費が増額になったことによるものであります。

次に、52ページの10款3項2目水道施設災害復旧費を633万1,000円減額しますのは、水道事業会計で行う災害復旧の配水管布設工事費に対して、一般会計で2分の1の補助を行っていますが、今後の執行見込み額に合わせて減額するものであります。

次に、53ページの10款6項1目文教施設災害復旧費を810万6,000円減額しますのは、本年度ですべて終了する災害復旧費について、今後の執行見込み額に合わせるものであります。

11款1項2目公債費の利子を1,922万3,000円減額しますのは、今年度から返済の始まる平成21年度の起債の利率を、当初2.5%で見込んでいましたが、実際には0.6%から2.2%の利率で借り入れできたことによる減額であります。

最後に、54ページの12款1項1目予備費を1,803万7,000円増額しますのは、今回の補正により

生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（湯山鉄夫君） 議案第3号、2ページの歳入歳出総括表につきまして、ちょっとお尋ねをさせていただきます。先ほど、田代部長から御説明いただきました、これにつきまして、再度質問させていただきます。

自動車重量譲与税1,000万円の減額並びに自動車取得税交付金の1,500万円の減額補正について、質問をさせていただきます。

平成22年、昨年、政府はエコ対策として、エコカー、省エネ車に対して減税措置が実施をされました。よって、自動車の生産、販売が大幅に増加をいたしました。本来ならば、本交付金はプラス、増額志向ではということと考えられていたところではありますが、本交付におきましてはマイナス基調ということでございます。今回のマイナス補正は、政府の減税措置による税収が減少したために、この2項目が減額対象になったのか、その点の因果関係についてお伺いをさせていただきます。

次に、同じく国庫支出金、合計額が22億5,234万2,000円計上でございます。災害関係の予算が包含されているわけでありすけれども、22.9.8の災害発生に対しまして、局地激甚災害の適用を受けることが出来たことは、高橋町長をはじめ、関係者の、甚大な被害に対して、並々ならぬ御努力があったということに対しては、感謝を申し上げ、敬意を表するところであります。

この災害復旧関係の会計措置について、一般会計から分離して、別途独立会計として、独立方式の会計処理はできないかどうか。高額の予算執行であります。一般会計に組み入れ、勘定科目を充当した扱いは、複雑にして非常に難しい計算であります。理解が難しいわけであります。

この計算処理につきまして、一貫して集約した系統的な会計システムを、我が小山町独自で、一つ、この計算方式の試算、これはできないかどうか、この点についてお伺いをいたすわけであります。

以上であります。

○議長（仲井民夫君） 答弁を求めます。

○企画調整課長（後藤栄一君） 湯山議員にお答えをさせていただきます。

自動車重量税の1,000万円の減並びに自動車取得税交付金の1,500万円の減でございますけれども、平成22年の4月におきまして、自動車重量税の税制改正が行われております。これは、できてから18年を超える経年車を除く自動車については、年0.5トン当たり、税額が6,300円から5,000円に引き下げられているということがありますことと、環境対応普及促進減税ということで、通称エコカー減税ということは、今現在も続いておるわけですが、この中のエコカー補助金制度、これにつきましては、平成22年9月に終了しております。これによりまして、消費の伸び

悩みが一部分においてあるかなということで、この二つの要因が大きなものであるということで考えてございます。

続きまして、災害復旧にかかわるものでございます。災害復旧費につきましては、一般会計の第10款において配置をしているわけでありましてけれども、こちらにつきましては、災害復旧の性質上、性格上と申しますか、早急に対応する云々の話でございますが、ここに仮の予算を毎年編成しております。もしものことがあれば、その予備費対応ということなど、柔軟な対応をすべく、ここに置くわけでございますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第4号 平成22年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（仲井民夫君） 日程第5 議案第4号 平成22年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第4号 平成22年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明を行います。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,813万円を追加し、予算の総額を19億4,174万7,000円とするものです。

初めに、歳入の主なものから御説明いたします。

5ページの1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,928万1,000円の減額は、景気低迷により、国民健康保険税の所得割の基礎となる前年度所得が低目になったことによる減額でございます。

4款1項1目療養給付費等負担金5,973万円の増額は、一般被保険者に係る医療費が増額したことに伴い、国がその34%を負担するものです。

次ページの4款2項1目財政調整交付金128万7,000円の増額は、国民健康保険団体連合会がレ

セプト電子化に係るシステム最適化に要する経費として、各市町村国保に請求する負担金分を、国が特別調整交付金として交付するものです。

5款1項1目療養給付費等交付金360万6,000円の減額は、退職者医療制度の被保険者の医療費に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、実績に基づき減額するものです。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

7ページの1款1項2目連合会負担金128万7,000円の増額は、先ほど、歳入の4款で説明いたしましたシステム最適化に伴う国民健康保険団体連合会への負担金です。

2款2項1目一般被保険者高額療養費520万円の増額につきましては、高度医療等を受診される方が増え、1件当たりの医療費が増大したことによる決算見込みに基づくものでございます。

8ページから9ページの3款後期高齢者支援金等の増額、4款前期高齢者納付金等の減額、6款介護納付金の減額及び7款共同事業拠出金の減額は、それぞれ決定額に基づく補正です。

最後に、10ページの12款1項1目予備費3,968万4,000円の増額は、今回の補正により生じた歳入歳出の差し引き額を調整するものでございます。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第5号 平成22年度小山町老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（仲井民夫君） 日程第6 議案第5号 平成22年度小山町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第5号 平成22年度小山町老人保健特別会計補正予算（第2号）の補足説明を行います。

今回の補正は、平成20年3月末で制度が終了いたしました。老人保健制度における月遅れ請求期間が終了いたしましたので、1款医療諸費として計上してあります予算223万円の全額を減額し、

2款2項1目繰出金を増額するものです。今回の補正で老人保健特別会計は精算が終了いたします。

なお、平成23年度以降は、一般会計で予算を計上して対応いたします。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第6号 平成22年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（仲井民夫君） 日程第7 議案第6号 平成22年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第6号 平成22年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明を行います。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ311万2,000円を追加し、予算の総額を1億8,743万円とするものです。

初めに、歳入の主なものから御説明いたします。

5ページの1款1項1目特別徴収保険料3,491万9,000円の減額と、2目普通保険料3,496万1,000円の増額は、年度途中で保険料が変更になり、特別徴収が普通徴収となったことによるものです。

2款1項1目保険基盤安定繰入金307万円の増額は、前年所得額をもとに保険料を7割・5割・2割軽減した分を県負担分として、町一般会計負担分を合わせて繰り入れるもので、決定額によるものです。

続いて、歳出について御説明いたします。

6ページの1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金311万2,000円の増額は、先ほど歳入で説明いたしました保険料と、保険基盤安定繰入金の増額分を後期高齢者医療広域連合に負担金と

して納入するものでございます。

以上です。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第7号 平成22年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（仲井民夫君） 日程第8 議案第7号 平成22年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 小野 巖君。

○経済建設部長（小野 巖君） 議案第7号 平成22年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を行います。

今回の補正は、既定の予算総額から195万1,000円を減額し、歳入歳出総額を1億8,500万9,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開き願います。1款1項1目下水道使用料を850万円減額しますのは、決算数値に近くなるように精査しまして、減額するものであります。

2款1項1目一般会計繰入金を717万3,000円増額しますのは、歳入における下水道使用料の減額に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものであります。

5款1項1目負担金を62万4,000円減額しますのは、道の駅「すばしり」における受益者負担金で、受益者の一括納付の申し出に基づき、一括納付報奨金による減額であります。

次に、6ページの歳出について御説明いたします。

1款1項1目下水道総務費を162万1,000円減額しますのは、11節需用費の説明5 光熱水費70万6,000円、13節委託料の説明8 須走浄化センター汚泥処理処分60万7,000円、27節公課費の説明1 消費税納付金31万5,000円について、それぞれの決算見込みに合わせて減額するものであります。

1款2項1目公共下水道費を33万円減額しますのは、15節工事請負費で、新たに管渠布設工事



の申請がなかったものによるものであります。

以上であります。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（米山 元君） 今、御説明がありましたように、収入が850万円減って、一般会計から700万円補てんしているんですが、当初の収入見込みの中に、大まかに言いまして、一般の使用者からの収入と、それから大きい金額的なものを見れば、富士学校の収入が、この中に大きなウエートを占めている部分があります。

この800万円という数字は、一般の、最初の見込みをどういうふうに見込んだためにこうなったのか、その理由と、その中に、先ほど言った富士学校の問題があるかと思いますが、一般会計の、余りにも金額が大きいものですから、安易にここで700万円の一般会計から繰り入れるのは、何も努力しないで、収入のほうの、使用料のほうの努力をしないで、安易に繰入金、一般会計のほうからお金を足すことをすれば、要するに収入に対する感覚というものが欠如しているんじゃないかという、そのためにこういう数字が出てくるのではないかというふうに私は考えるんですが、その辺について御説明をお願いいたします。

○議長（仲井民夫君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（吉川保利君） 米山議員の御質問についてお答えいたします。

収入の850万円の収入見込みが甘かったのではないかという御質問ですけれども、当初の予定では、対応していたんですけれども、富士学校、先ほど出ましたとおり、富士学校さんが大幅に減っております。その中で、今、概算ですけれども、約5万トン減っております。5万トン減ということは、1立方当たり140円ということになりますから、大まかに700万円を超えて減額されているというのが実情であります。

次に、一般会計の繰り入れ関係なんですけれども、職員が怠慢ではないかということでありまして、町といたしまして、下水道の引き込み等、鋭意努力しておりますけれども、なかなか厳しく、引き込みができないということとなっております。

以上です。

○議長（仲井民夫君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決をされました。

それでは、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時14分 再開

○議長(仲井民夫君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9 議案第8号 平成22年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(仲井民夫君) 日程第9 議案第8号 平成22年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 議案第8号 平成22年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

今回の補正は、規定の予算総額に、歳入歳出それぞれ304万9,000円を追加し、予算の総額を13億1,445万4,000円とするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

5ページの1款1項1目第1号被保険者保険料726万2,000円減額しますのは、決算見込みによるものでございます。

3款1項1目介護給付費負担金318万9,000円、次ページの4款1項1目介護給付費交付金432万8,000円、5款1項1目介護給付費負担金354万1,000円をそれぞれ増額しますのは、いずれも変更交付申請に基づくものでございます。

次に、歳出の主なものについてであります。

8ページから12ページまでの2款保険給付費の各目を増額または減額しますのは、4月から12月審査分までの実績に基づき、決算額を見込んで補正するものであります。

以上であります。

○議長(仲井民夫君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第9号 平成22年度小山町水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(仲井民夫君) 日程第10 議案第9号 平成22年度小山町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 小野 巖君。

○経済建設部長(小野 巖君) 議案第9号 平成22年度小山町水道事業会計補正予算(第4号)の補足説明を行います。

予算書3ページをお開きください。初めに、収益的収入及び支出についての補正であります。

収入の1款水道事業収益2項営業収益353万2,000円を増額しますのは、給水装置の新設としての申込者の実績を参考にして、加入分担金と工事申請手数料を決算見込み額に合わせるものであります。

次に、支出の1款水道事業費用811万3,000円減額します主なものは、1項営業費用311万3,000円、原水及び浄水費の委託料の入札差金と2項営業外費用500万円、消費税及び地方消費税で、いずれも決算見込額に合わせるものであります。

次に、4ページ、資本的収入及び支出についてであります。1款資本的収入を480万5,000円減額します主なものは、台風災害に伴う一般会計からの水道災害復旧工事に係る負担金額が確定したことによるものです。

2項他会計負担金17万4,000円の減額は、御殿場市との連絡管接続工事に係る負担金が確定したことによるものであります。

3項国庫補助金170万円の増額は、厚生労働省の補助金70万円で、町道足柄三保線水道災害復旧工事と防衛補助事業の小山水系県道沼津小山線配水管布設工事100万円を増額するもので、南関東防衛局からの補助金であります。

7項町補助金を633万1,000円減額しますのは、水道災害復旧工事などに係る負担区分の金額が確定したことによるものです。

次に、支出の1款資本的支出を2,462万2,000円減額します主なものは、1項建設改良費の1目水道施設費1,300万円の工事請負費と、4目災害復旧費1,056万1,000円の災害復旧工事費で、いずれも台風9号災害の影響で、足柄宿・棚頭第1水源地の取水ポンプの取替工事ができなかったこと、災害応急復旧工事に対して復旧工事費が確定したことによるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,431万6,000円につきましては、2ページの第3条に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、前年度分及

び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てんをいたします。

以上であります。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決をされました。

---

日程第11 議案第10号 第4次小山町総合計画基本構想について

○議長（仲井民夫君） 日程第11 議案第10号 第4次小山町総合計画基本構想についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 田代源治君。

○企画総務部長（田代源治君） 議案第10号 第4次小山町総合計画基本構想についてであります。

御提案した基本構想は、平成32年度を目標とした10年計画としました。

この基本構想は、第1章から第3章までで構成し、第1章は「まちづくりの基本理念」、第2章は「まちづくりの目標」、第3章は「施策の大綱」からなっております。

資料の1ページをお開きください。まず第1章の「まちづくりの基本理念」でございますが、これからのまちづくりを進める上での基礎となる考え方で、まちづくりの様々な取り組みにおける共通の指針となるものとして、以下の3点について「まちづくりの基本理念」としております。

第1に、ものごとを自分のものとして考え、自分たちで目標を立て、課題解決に向けて行動し、そのことに責任をもつことを意味する「自主自立」。

第2に、「すこやかな身体」と「やすらかな心」であることが、本当の健康であると考え、町民と行政が共に元気で明るい気持ちでまちづくりに取り組むことを意味する「健体康心」。

第3に、町民、事業者、NPO、行政などが互いに同じ目的をもって、対等の立場で協力して働き、共に創り育てていくことを意味する「協働・共創」。

以上の3点を、その基本理念としております。

次に、2ページをお開きください。第2章のまちづくりの目標でございますが、第1に、将来

像として、「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」といたしました。この将来像は、富士山をはじめ、水や緑の豊かな自然環境に感謝し、美しい姿を将来にわたって守り育てることを基本とし、活発な企業活動や町民活動を推進し、活気を創出するとともに、このまちに住む人が主役となり、心豊かで活気のある交流を深め、小山町らしさを創造していくことを目標とするものでございます。

次に、3ページをお開きください。第1に、将来指標といたしまして、少子高齢化が進む状況ではありますが、町の発展を目指して、住宅や都市整備、福祉などの住みやすい環境の整備や企業誘致に取り組むことで、これまで以上の流入人口を確保していくこととし、目標年次である平成32年の基本人口を2万人といたしました。

次に、5ページをお開きください。第2に、土地利用構想ですが、土地は町民のための限られた資源であるとともに、水や空気とともに人間の生活環境の基盤でございます。その土地利用は、環境への影響や町の将来を見通し、町全体の観点から考えなければなりません。

第1点目に、土地利用の基本方針として、1、新たな交通・交流機能を活用した、地域の活性化につながる新たな都市機能の配置、2番目として、町内4地区の市街地内未利用地の有効利用を勧め、定住人口の受け皿の確保、3番目といたしまして、周辺環境との調和に十分配慮した、土地利用の推進の、以上3点を基本方針として推進してまいります。

第2点目に、分野別方針ですが、第1に土地利用ゾーンとして、町域を、自然環境保全ゾーン、農業緑地形成ゾーン、生活環境向上ゾーン、産業集積ゾーン、観光交流ゾーンの5つのゾーンに区分し、ゾーン別に方針を定め、適切な土地利用を推進してまいります。

第2に、交流拠点として、広域都市交流拠点、観光文化交流拠点、コミュニティ交流拠点、広域交通拠点の4つの交流拠点を位置づけ、各地域の魅力を高める拠点の形成を進めます。

第3に、交通交流軸として、広域交通軸、地域内交通軸、富士箱根トレイルの3つの交通交流軸を位置づけ、ゾーンや交流拠点を支える交通機能の形成に努めます。

次に、7ページをお開きください。第3章の施策の大綱ですが、その大要を申し上げます。

この施策の大綱は、先ほど説明申し上げました将来像の実現に向け、4つの基本目標、35の基本施策を柱に個別の課題を設定し、具体的な施策の展開を図るものであります。

第1点目に、「便利で快適なまち」(環境・都市基盤)、第2点目に、「安心・安全なまち」(健康・福祉・危機管理)、第3点目に、「いきいきとしたまち」(教育・文化・産業)、第4点目に、「計画の推進のために」(広域連携・行財政運営・協働)、以上の4点の基本目標を設定しております。

その第1は、環境・都市基盤の分野として、「便利で快適なまち」であります。水や緑の豊かな自然環境を活かし、美しい景観や心地よい環境のあるまちづくりや、環境にやさしい暮らしづくりを進めるとともに、生活に身近な道路・公共交通や住宅、公園などが整備された利便性の高いまちづくりを進めてまいります。

第2は、健康・福祉・危機管理の分野として、「安心・安全なまち」であります。誰もが健康で

安心して住み続けることのできる健体康心のまちとしていくため、健康づくりをはじめ、高齢者や障がい者、子育て中の世帯などにやさしいまちづくりを進めるとともに、自然災害に強く危機管理に対応したまちづくりを進めてまいります。

第3は、教育、文化、産業の分野として、「いきいきとしたまち」であります。子どもからお年寄りまで、誰もが生涯にわたって、文化やスポーツ、地域間交流など様々な場面で活躍できるまちづくりを進めるとともに、元気な産業を育て、一人ひとりがいきいきと働けるまちづくりを進めてまいります。

第4は、広域連携、行財政運営、協働の分野として、「計画の推進のために」であります。大きく変化する社会経済情勢の中、行財政運営の効率化と住民サービスの向上を進めるとともに、町民との協働による計画を推進してまいります。

以上で、基本構想の説明を終わらせていただきます。

最後に、長い間、この計画策定に当たられました関係者に、心から敬意を表するとともに、議員の皆様方にも十分御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑は、基本構想の内容の質疑のみとするよう、お願いをします。それでは、質疑はありませんか。

○4番（白井淳一君） 1点だけ、あれという、目にとまった表現がありまして、これって小山町に、今までどういう形で位置づけられていたのかなというような、ちょっと疑問もありまして、全く新しい一つの施策かなと思うので、内容をお伺いしたいと思います。

8ページの⑧便利で快適な道路網・情報網の整備《道路網・情報網》ということがあるけど、この文章の4行目の後ろに、「高速情報網などの情報基盤の整った快適なまちづくりを進め」ます、この表現だけですと、高速情報網などの情報基盤という言葉なんですけれども、もうちょっとイメージのわくような御説明がいただければ、ありがたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（仲井民夫君） 答弁を求めます。

○企画調整課長（後藤栄一君） 白井議員の御質問のほうにお答えいたします。

8ページの高速情報網という文面、文言が入ってございますが、これは一言で言いますと、光ファイバーの高速通信網の話でございます。これからの小山町の発展に、企業等々も、こちらのほうの光ファイバーの通信網というのは、これから不可欠になるという状況の中で、この光ファイバーの情報網の整備を、今後していくんだということで、ここに掲げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(仲井民夫君) 起立全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決をされました。

---

日程第12 議案第11号 小山町火入れに関する条例の全部を改正する条例について

○議長(仲井民夫君) 日程第12 議案第11号 小山町火入れに関する条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 小野 巖君。

○経済建設部長(小野 巖君) 議案第11号 小山町火入れに関する条例の全部を改正する条例についてであります。

本案は、昨年3月の東富士演習場内野焼き作業中の事故を受け、東富士演習場に関係する2市1町が足並みをそろえて条例を改正するものであります。

今回の改正は、事前打ち合わせと事前演習の義務化をはじめ、点火し消火を行う火入れ従事者の安全を監視する監視人の設置など、事故発生防止に重点を置き、従事者の安全対策を盛り込んだ内容であります。

以上であります。

○議長(仲井民夫君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲井民夫君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第13 議案第12号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(仲井民夫君) 日程第13 議案第12号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 常盤十四信君。

○**教育部長（常盤十四信君）** 議案第12号 小山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、成美小と須走小学校の体育館を、小山町体育施設の設置及び管理に関する条例で定める地区児童屋内体育施設から、小山町立学校等使用条例で定める学校体育館に所管がえするものであります。

体育館は、いずれも防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第8条により、地区児童屋内体育施設として建設したものであります。成美小の体育館は、平成23年度に小山中の体育館を小山地区児童屋内体育施設として防衛補助を受けて改修することから、人口規模における採択要件を満たすため、学校体育館に所管がえをするものであります。

また、須走小の体育館につきましては、社団法人須走彰徳山林会様からの寄附と、学校体育施設として国庫補助金を受けて建てかえを予定しておりますので、当条例から削除し、体育館の完成に合わせて、新たに小山町立学校等使用条例に定めることとしております。

なお、この改正に合わせて、足柄小と北郷中の学校体育施設の名称を、屋内体育運動場から体育館に改め、他の施設と統一をするものであります。

以上であります。

○**議長（仲井民夫君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（仲井民夫君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定をしました。

---

日程第14 議案第13号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○**議長（仲井民夫君）** 日程第14 議案第13号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○**住民福祉部長（土屋礼二君）** 議案第13号 小山町健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

健康福祉会館の入浴施設であります、ゆったり湯は、平成12年4月にオープンし、10年余りが経過したところですが、その間、平成17年1月にあしがら温泉がオープン、平成21年3月にはポ



ンプ故障による温泉供給の停止など、ゆったり湯を取り巻く状況が変化してきております。

ゆったり湯の利用者は、平成15年度には10万2,644人でありましたが、平成21年度は3万9,284人まで減少し、大幅な赤字が続いている状況であります。

このような状況から、平成23年3月31日をもって、ゆったり湯を廃止し、当面の跡利用に関し、条例を改正するものです。

まず第4条及び第6条では、利用形態の変更のために、文言の整理をしております。

別表第1では、休憩室を貸し館として集会和室とするため料金設定をし、別表第2では、シャワー室のみの利用になることから、利用料金の変更をしております。

以上であります。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第15 議案第14号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（仲井民夫君） 日程第15 議案第14号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 小野 巖君。

○経済建設部長（小野 巖君） 議案第14号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、公営住宅法に定められた耐用年数を経過した用沢団地3棟10戸の解体に伴い、用沢団地を廃止するものであります。

なお、今回の改正により、町営住宅の団地数は15団地、管理戸数は499戸となります。

以上であります。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定をしました。

---

日程第16 議案第15号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（仲井民夫君） 日程第16 議案第15号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第15号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

災害は、いつ、いかなるときに発生するかわからない状況であり、小山町民の安心安全を確保するためにも、より多くの方が消防団に入団しやすく、また団員確保のためにも、小山町消防団員の任命要件について、第4条第1号、「当該消防団の区域内に居住する者」を「当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者」であること、「ただし、任命権者が特に認めた者は、この限りでない。」に改め、第6条第2項第2号中、「転住したとき。」を「転住し、又は転勤したとき。ただし、任命権者が特に認めた者は、この限りでない。」に改めるものであります。

なお、改正後の条例は、公布の日から施行します。

以上であります。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定をしました。

---

日程第17 議案第16号 平成23年度小山町一般会計予算

日程第18 議案第17号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第19 議案第18号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第20 議案第19号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第21 議案第20号 平成23年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第22 議案第21号 平成23年度小山町土地取得特別会計予算

日程第23 議案第22号 平成23年度小山町介護保険特別会計予算

日程第24 議案第23号 平成23年度小山町水道事業会計予算

○議長（仲井民夫君） 次に、日程第17 議案第16号から日程第24 議案第23号までの平成23年度予算8件を一括議題とします。

町長から、当初予算の方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長 高橋 宏君。

○町長（高橋 宏君） 議案第16号 平成23年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について、御説明申し上げます。

来年度の経済見通しについて、政府は国内総生産を実質で、前年度比1.5%増、名目で1.0%増と、2年連続のプラス成長を見込んでいますが、家電エコポイント制度の廃止による政策効果の息切れにより、成長ペースが鈍化するとの判断もしています。

日銀は、政府経済見通しに近い実質1.6%増とし、生産にも底入れ感が出てきたとして、若干の上方分析をしていますが、欧州の財政状況、世界的な資源や食料の高騰という不安材料を注視すべき必要性を訴えています。

経済協力開発機構、OECDは、日本の実質経済成長率を1.7%と予測し、2012年には1.3%と成長ペースが鈍化する見通しを示しておりますが、円高の進行により世界市場での日本のシェアが低下しているという分析であります。

民間エコノミストも、実質1.2%増の見通しではありますが、円高や資源高などが急速に進めば、回復シナリオにも狂いが生じかねないという判断を示しております。

このような各機関の経済分析から見ますと、2011年度には成長は増加するものの、そのペースは極めて緩やかであるということ、状況の変化によっては下ぶれの可能性もあるということが言えます。したがって、財政運営は歳入を中心に、極めて慎重な取り組みが求められているということになります。

このような中、小山町の平成23年度一般会計当初予算は、個人所得の減少による個人町民税や町内企業の設備投資の冷え込みによる固定資産税の減少など、4年連続して町税は減少であります。

一方、昨年9月8日の台風9号による災害復旧費の増加により、全くと言ってよい余裕のない厳しい歳入歳出予算の編成を余儀なくされています。しかしながら、その限られた予算で、来年度も、台風被害による町民の不安と不便を、いつときも早く全力をもって解消し、もとの和みと静けさが漂う小山町に戻すこと、これこそ今の小山町の行政に課せられた最大かつ喫緊な責務であります。

あらゆる施策に優先して災害復旧に取り組まなければなりません。政府の公共土木施設に関する局地激甚災害指定の基準見直しによる小山町の指定、それに伴う小山町の財政負担の軽減ももたらされることから、一層弾みをつけて復旧に邁進することしかありません。

一方、災害復旧はもちろん、日々の町民の安全・安心の生活を守り、将来も見据えた住みよいまちづくりの施策にも、片時もなおざりにすることなく、挑戦していかなければなりません。

平成23年度も、町政の基本目標である「健体康心づくり小山町」の実現に向けて、都市交流人

口の拡大を含めた人口増加施策、少子化対策・子育て支援、学校教育の充実、地域防災対策の強化、自然環境の保全の5つを重点施策に位置づけ、予算編成を行いました。その概要については、以下のとおりであります。

第1は、都市交流人口の拡大を含めた人口増加施策であります。

小山町の地域資源を活用した交流人口拡大策として、平成21年度の秋に全線開通しました富士箱根トレイルについては、平成23年度は、案内標識と明神峠にトイレを設置し、引き続き整備及び管理を行ってまいります。また、今年の5月20日から22日まで、富士山ろくを1周する国内最大規模の国際山岳レースである「ウルトラ・トレイル・マウントフジ」が開催され、全長約160キロ、9市町村をめぐるコースの一部に、本町のトレイルも使われるため、本大会の成功に向けて支援するとともに、広く富士箱根トレイルのPRを一層進めてまいります。

次に、道路利用者や地域の方のための情報発信機能と、活力ある地域づくりの役目を果たせるよう、道の駅「すばしり」及び道の駅「ふじおやま」の管理運営を充実してまいります。また、道の駅「すばしり」と東富士五湖道路のアクセス道路の整備として、平成22年度に実施したオフランプの整備に続いて、東富士五湖道路へのオンランプ整備工事を行ってまいります。

また、今年2月に50万人の入館者を超えたあしがら温泉は、休憩所の増設と駐車場の整備を行い、町民はもとより、より多くの方々に利用していただけるよう努めてまいります。

次に、定住人口の拡大を図るため、昨年度から始めた個人住宅建設に係る借入金の利子に対して補助する、個人住宅取得資金利子補給制度を行うとともに、町民が住宅の新築や増改築工事等を行った場合、50万円を限度に補助する緊急経済対策住宅建設等助成金を新たに設けました。

第2は、少子化対策・子育て支援についてであります。

少子化対策として、乳幼児から中学生までの医療費の完全無料化と、不妊治療費・妊婦健診医療費の助成を引き続き行い、子育て家庭の経済的な負担の軽減等を図ってまいります。また、未婚・晩婚化による少子化問題の対応として、平成21年度から始めた婚活事業を推進してまいります。

子育て支援策としては、平成22年度から御殿場市と共同設置して始めたファミリーサポートセンターを運営し、夫婦共稼ぎなどの就労家庭の子育て支援を行ってまいります。また、快適な環境で保育や子育て支援ができるよう、いきど保育園とすがぬま保育園舎の改修や、須走小学校区の放課後児童クラブの新築工事を行います。また、きたごう保育園舎を北郷幼稚園と同じ敷地内に平成24年度に建設するための実施設計、すばしり保育園舎改築のための建築基本構想にも取り組んでまいります。

第3は、学校教育の充実であります。

須走小学校の体育館建設工事や、平成21年度から継続しております小山中学校改築は、南校舎耐震補強と体育館改修工事、旧校舎の解体工事等を進め、安心して教育が受けられる環境の整備を行います。

また、子どもたちへの教育指導の充実を目指して、引き続き小学1年生支援のため、非常勤講師を各クラスへ1名ずつ配置するとともに、各小中学校へ特別支援員を1名から2名の配置をいたします。また、子どもたちや保護者の悩みを解消できるよう、子ども相談員を2名に増員して巡回相談を行うとともに、教員の授業力向上を図るため、授業アドバイザーの巡回指導を実施します。

第4は、地域防災対策の強化であります。

地域の安全は、地域住民がみずから守ることが基本であります。昨年の台風9号の災害においても、人的被害が全くなかったことは、小山町民の防災意識の高さを改めて認識することができました。

現在、小山1区、小山4区、生土区において自主防災組織を再編・強化していただいておりますが、引き続き、組織強化のため、被服等の貸与や防災倉庫資機材等の購入などの補助を行ってまいります。また、消防団設備の充実を図るため、消防第2分団のポンプ車を購入いたします。

地震対策といたしましては、木造住宅耐震補強事業に係る国・県の補助に、町単独助成の上乗せを引き続き実施し、木造住宅の耐震化を進めてまいります。

第5は、自然環境の保全についてであります。

小山町の貴重な財産である富士山をはじめとする豊かな自然環境を次世代に継承していくためにも、広くは地球環境の保全も視野に入れ、環境への負荷の少ないまちづくりに努めることが求められております。

そこで、太陽光発電システムや太陽熱温水器等の設置に係る費用の一部を補助する制度を推進し、さらに合併浄化槽の設置に係る補助、大気中のダイオキシン類の調査、河川・地下水の水質調査等を引き続き実施してまいります。また、静岡県緊急雇用創出事業を活用して、臨時職員を雇用し、不法投棄の監視や散乱ごみ等の回収を実施してまいります。そして、徹底したごみの減量、再資源化を進め、循環型社会を実現するため、ごみ処理基本計画を策定いたします。

以上、平成23年度一般会計当初予算に位置づけました5つの重点施策と、それに係る主要事業を説明いたしました。

小山町の特別会計を含めた平成23年度当初予算総額は、125億6,949万2,000円であります。このうち、一般会計は85億3,000万円とし、前年度当初予算89億1,000万円と比べ3億8,000万円、4.3%の減であります。

歳入の根幹であります町税収入は39億2,196万6,000円で、歳入全体の46%を占めておりますが、前年度に比べて9,343万3,000円の減額となっております。

特別会計も合わせました平成23年度当初予算の概要につきましては企画総務部長から、また、具体的な内容につきましては各担当部長から説明いたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（仲井民夫君） 町長の説明は終わりました。

それでは、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時02分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（仲井民夫君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告をします。教育長は所要のため、午後から会議を欠席しておりますので、報告をします。

町長の説明に引き続き、企画総務部長から、各会計予算の概要について提案説明を求めます。

企画総務部長 田代源治君。

○企画総務部長（田代源治君） 議案第16号の平成23年度小山町一般会計予算から、議案第23号の平成23年度小山町水道事業会計予算の8件について、一括御説明いたします。

初めに、議案第16号 平成23年度一般会計予算についてであります。

一般会計予算書14ページをお開きください。まず、債務負担行為の設定についてであります。

小山町は、平成24年8月1日に町制施行100周年を迎えることとなります。これを記念して、平成23年度と平成24年度の2か年で町勢要覧を作成するため、その事業に要する経費のうち、平成24年度分200万円について、債務負担をお願いするものであります。

また、平成23年度から3年間、総合体育館等の体育施設を指定管理委託することから、その業務委託に要する経費のうち、平成24年度から25年度まで6,300万円を限度額として、債務負担行為をお願いするものであります。

次に、15ページから16ページにかけてであります。平成23年度事業の財源等として、総額4億7,472万3,000円を限度額に借入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

付属資料の3ページをお開きください。主な歳入予算の内訳であります。

1 款町税は、39億2,196万6,000円、対前年度比9,343万3,000円、2.3%の減となっております。町税の内訳については、次のページに記載しております。

町民税の個人分は10億5,400万円、対前年度比1億900万円、9.4%の減、また、法人分につきましては、3億1,010万円、対前年度比6,500万円、26.5%の増となっております。個人分につきましては、民間、公務員の給与等の減や、退職者の増などにより個人所得が減少することから、大幅な減額を見込んでおります。法人税については、平成22年度の決算見込額を基礎として、景気の緩やかな回復が見込まれることから、増額を見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は23億7,247万8,000円、対前年度比5,035万3,000円、2.1%の減となっております。土地は宅地価格が引き続き下落しているため減額を見込み、家屋は宅地開発による新築等により増額、償却資産は、企業の設備投資の縮小から、減額を見込んでおります。

町税全体について見ますと、平成20年度から対前年度比で4年連続の減収を見込んでおります。

次に、付属資料の3ページへお戻りください。2款地方譲与税は1億1,700万1,000円、対前年度比199万9,000円、1.7%の減となっておりますが、国が示しました平成22年度地方財政計画による予算措置と、当町の決算推移等から見込んだものであります。

次に、3款、4款及び6款から8款までの交付金も対前年度比で減額となっております。県が見込んでいる市町交付金の見込額から算出した額であります。

次に、10款地方特例交付金は4,400万円、対前年度比792万1,000円、15.3%の減となっております。国の地方財政計画に基づき見込んだものであります。

次に、11款地方交付税は2億8,000万円、対前年度比1億9,800万円、241.5%の増で、平成23年度においても、普通交付税の交付団体となる見込みから、平成22年度の実績等から見込んだものであります。

次に、15款国庫支出金は11億61万2,000円、対前年度比2,847万6,000円、2.5%の減であります。主な内訳は、児童福祉費負担金の子ども手当負担金2億6,613万5,000円、東富士五湖道路ランプ新設事業などの特定防衛施設周辺整備調整交付金1億8,720万円、農地農業用施設災害復旧事業の補助金2億3,250万5,000円などであります。

その下の16款県支出金は4億2,042万5,000円、対前年度比7,448万3,000円、21.5%の増となっております。増額となった主なものは、障害者自立支援給付費負担金、介護施設の地域密着型サービス等基盤整備に対する補助金や、緊急雇用創出事業の特別対策事業補助金の増によるものであります。

次に、17款財産収入は3億4,547万3,000円で、その主なものは東富士演習場貸付料2億8,882万3,000円であります。

18款寄附金は1,521万1,000円、対前年度比15万2,000円、1.0%の増であります。主なものは、社団法人須走彰徳山林会様と一色郷栄会様からの寄附金であります。

次に、19款繰入金は5億1,149万7,000円、対前年度比9,809万6,000円、23.7%の増であります。主なものは、須走小学校放課後児童クラブと須走小学校体育館の建設事業に充てるために地域福祉基金からの2,485万6,000円と、義務教育施設準備基金から4億6,554万円のほか、財政調整基金から2,000万円繰り入れするものであります。

次に、21款諸収入は、2億6,699万3,000円、対前年比1億1,064万8,000円、29.3%の減となっております。減額の主なものは、町立の養護老人ホームを、犬の平に建設している民間施設に移行することに伴い、他市町から入所していた方の生活費納付金を受け入れなくなったことによるものであります。

次に、22款町債につきましては4億7,472万3,000円、対前年度比4億5,957万7,000円、49.2%の減であります。その主なものは、林道施設災害復旧事業債2,660万円、いきど、すがぬま保育園園舎改築事業債1,500万円、小山中学校改築事業債1,260万円などであります。

また、地方の財源不足に対応するように、平成23年度地方財政対策として措置される臨時財政

対策債については、3億6,222万3,000円、対前年度比2,387万7,000円、6.2%の減であります。

続きまして、歳出予算について説明をいたします。

初めに、付属資料5ページの目的別歳出の前年度と差の大きいものについてであります。

1款議会費は1億2,290万円、対前年度比2,028万円、19.8%の増で、その増額の要因は、議員年金制度の廃止に伴う議員共済組合負担金の増額分であります。

次に、2款総務費は11億7,966万2,000円、対前年度比5億8,372万6,000円、33.1%の減で、その減額の要因は、須走まちづくり整備事業が平成22年度で終了したことが主なものであります。

次に、7款土木費は5億2,627万円、対前年度比1億3,540万3,000円、20.5%の減で、平成22年度からの繰り越し事業の災害復旧事業を優先して行うため、町道整備事業等を必要最小限にとどめるためのものであります。

次に、10款災害復旧費は3億7,982万9,000円、対前年度比3億7,188万円、4,678.3%の増となっております。平成23年度においては、農地農業用施設、林道施設災害復旧費を計上しているためであります。

続いて、付属資料6ページの性質別歳出予算の概要についてであります。

初めに、人件費であります。17億7,789万1,000円、対前年度比4,165万6,000円、2.3%の減となっております。これは、定員管理適正化計画等による職員数の減が主なものであります。

次に、扶助費につきましては、8億2,629万6,000円、対前年度比1億2,108万8,000円、12.8%の減となっております。主なものは、町立養護老人ホームを民間に移行することに伴い、指定管理者に支払っていた老人ホーム措置費の減少が主なものであります。

次に、普通建設事業費につきましては、13億6,260万2,000円、対前年度比5億8,991万9,000円、30.2%の減となっているところであります。先ほど、目的別歳出でも御説明いたしました須走まちづくり整備事業が平成22年度で終了したことや、小山中学校改築事業の平成23年度事業費の減少によるものであります。

公債費につきましては、9億1,838万8,000円、対前年度比6,511万8,000円、6.6%の減であります。

繰出金につきましては、3億9,734万6,000円、対前年度比2,288万円、6.1%の増であります。これは、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業特別会計への繰り出しが増加したことが主なものであります。

その他9,703万4,000円は、貸付金、積立金、予備費であります。

以上が議案第16号 平成23年度小山町一般会計予算の概要であります。

次に、議案第17号 平成23年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

付属資料の8ページをお願いいたします。この会計は国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億円、対前年度比5,700万円、3.3%の増となっております。予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。



次に、議案第18号 平成23年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

付属資料の9ページをお願いいたします。予算の総額は、歳入歳出それぞれ328万3,000円、対前年度比95万2,000円、22.5%の減であります。

平成23年度の貸し付けについては、5人の貸与を継続し、新規に大学生4名、高校生1名を予定しているところであります。

次に、議案第19号 平成23年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく付属資料の9ページをお願いいたします。この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,350万円、対前年度比1,005万5,000円、5.5%の増であります。

次に、議案第20号 平成23年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。

付属資料の10ページをお願いします。予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,653万3,000円、対前年度比728万4,000円、4.0%の減となっております。

主な内容は、使用料と一般会計からの繰入金及び前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの管理運営等を進めていくものであります。

次に、議案第21号 平成23年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

同じく付属資料の10ページをお願いいたします。この会計は、公共用地の先行取得と、土地開発基金の管理を目的としたものであり、平成23年度においても、土地の取得は予定しておりません。予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,000円、対前年度比1,861万9,000円の減であります。

次に、議案第22号 平成23年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

付属資料の11ページをお願いいたします。この会計は、介護保険法第3条に基づく予算であり、予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億600万円、対前年度比2,200万円、1.7%の増となっております。

予算の大半は、在宅介護サービス、介護施設サービスなどの介護給付費の動向を見込んだ編成であります。

次に、議案第23号 平成23年度小山町水道事業会計予算についてであります。

付属資料の14ページをお願いします。初めに、収益的収入及び支出の部であります。収入は、予定総額を2億1,130万4,000円、対前年度比254万5,000円、1.2%の増となっております。支出は、予定総額1億9,805万2,000円、対前年度比635万4,000円、3.1%の減となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入は、予定総額1億5,296万6,000円、対前年度比8,810万6,000円、135.8%の増となっております。支出は、予定総額3億6,212万1,000円、対前年度比1億3,524万1,000円、59.6%の増となっております。

収支の主な増額要因は、平成22年度、23年度の継続事業で実施しています棚頭第2配水池築造工事によるものであります。

なお、収入が支出に対して不足する額2億915万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本

的収支調整額、損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって対処したいと考えております。

以上が、議案第16号から議案第23号までの平成23年度の当初予算関係8件についての概要でございます。

以上でございます。

○議長（仲井民夫君） 企画総務部長の説明は終わりました。

---

日程第25 選挙第4号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○議長（仲井民夫君） 日程第25 選挙第4号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、小山町選挙管理委員会の委員及び同補充員の任期が、本年3月29日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条の規定により、選挙するものであります。

これより、小山町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定しました。

ただいまから指名します。

選挙管理委員に、

湯船225番地の1 池谷浩一君

竹之下1365番地の8 遠江洪幸君

大胡田292番地の1 鈴木治一君

須走135番地の3 吉川 榮君

以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を、選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 御異議なしと認めます。ただいま指名いたしました池谷浩一君、遠江洪幸君、鈴木治一君、吉川 榮君、以上4名が、選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名します。

選挙管理委員の補充員に、

藤曲930番地の6 富川文芳君

竹之下1203番地 田代 攻君

大御神470番地 天野伸春君

須走85番地の1 渡邊賢二君

以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲井民夫君) 御異議なしと認めます。ただいま指名しました富川文芳君、田代 攻君、天野伸春君、渡邊賢二君、以上4名が選挙管理委員の補充員に当選をされました。

お諮りします。ただいま、町長から議案第24号 工事請負契約の締結について「平成22年度22災害査定第71号 町道1001号線(下野沢橋)橋梁災害復旧工事」、議案第25号 工事請負契約の締結について「平成22年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 北郷中学校外構工事」、議案第26号 工事請負契約の締結について「平成22年度小山中学校南校舎耐震補強改修工事」の3件が、また、議員から発議第1号 小山町議会議員定数条例及び小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についての1件、合計4件の追加議案が提出をされました。

発議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲井民夫君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第24号から議案第26号及び議員提出の発議第1号の計4議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。議案を配付します。

(追加議案配付)

---

追加日程第1 提案説明(議案第24号～議案第26号)

○議長(仲井民夫君) 追加日程第1 提案説明を議題とします。

町長から、議案第24号から議案第26号までの3議案の提案説明を求めます。町長 高橋 宏君。

○町長(高橋 宏君) 追加提案いたしましたのは、工事請負契約3件であります。

初めに、議案第24号 平成22年度22災害査定第71号 町道1001号線(下野沢橋)橋梁災害復旧工事ではありますが、台風9号による災害復旧工事の請負契約を締結するものであります。

次に、議案第25号 平成22年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 北郷中学校外構工事ではありますが、現在の中学校敷地内に門扉の設置、駐車場の整備等を行うものであります。

次に、議案第26号 平成22年度小山中学校南校舎耐震補強改修工事であります。現在の南校舎の耐震補強と、教室の改修であります。

なお、これら3件につきまして、関係部長から、それぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

---

追加日程第2 議案第24号 工事請負契約の締結について「平成22年度22災害査定第71号 町道1001号線（下野沢橋）橋梁災害復旧工事」

○議長（仲井民夫君） 追加日程第2 議案第24号 工事請負契約の締結について「平成22年度22災害査定第71号 町道1001号線（下野沢橋）橋梁災害復旧工事」を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 小野 巖君。

○経済建設部長（小野 巖君） 議案第24号 工事請負契約締結についてであります。

本案は、平成22年度22災害査定第71号 町道1001号線（下野沢橋）橋梁災害復旧工事の請負契約の締結案件であります。

工事内容は、上部構造はPCポストテンション方式中空床版橋で、橋長24メートル、有効幅員5.7メートル、下部構造は、直接基礎の逆T式橋台で、高さ6メートルを2基施工するものであります。

工事入札は、去る2月22日、町内業者6者による指名競争入札を執行したところ、白幸産業株式会社が5,980万円で落札決定し、消費税相当額299万円を加え、6,279万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、平成24年2月28日としております。

以上であります。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決をされました。

---

追加日程第3 議案第25号 工事請負契約の締結について「平成22年度東富士演習場関連公共用  
施設整備事業 北郷中学校外構工事」

○議長（仲井民夫君） 追加日程第3 議案第25号 工事請負契約の締結について「平成22年度東  
富士演習場関連公共用施設整備事業 北郷中学校外構工事」を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 常盤十四信君。

○教育部長（常盤十四信君） 議案第25号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成22年度東富士演習場関連公共用施設整備事業 北郷中学校外構工事の請負契約の  
締結であります。

工事の内容は、正門及び副門の設置、構内通路及び駐車場の舗装工事、テニスコート及びバッ  
クネット等の改修を行うものであります。

工事入札は、去る2月22日、建設業者5者による指名競争入札を執行したところ、富士峰建設  
株式会社が5,400万円で落札決定し、消費税相当額270万円を加え、5,670万円で工事請負契約を締  
結するものであります。

工事の完成予定期日は、平成23年7月29日としております。

以上であります。

○議長（仲井民夫君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決をされまし  
た。

---

追加日程第4 議案第26号 工事請負契約の締結について「平成22年度小山中学校南校舎耐震補  
強改修工事」

○議長（仲井民夫君） 追加日程第3 議案第26号 工事請負契約の締結について「平成22年度小  
山中学校南校舎耐震補強改修工事」を議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 常盤十四信君。

○**教育部長（常盤十四信君）** 議案第26号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成22年度小山中学校南校舎耐震補強改修工事の請負契約の締結であります。

工事の内容は、南校舎の耐震補強に合わせて、普通教室を特別教室への改修、トイレの改修などを実施し、校舎のリニューアル化を図るものであります。

工事入札は、去る2月22日、建設業者3者による指名競争入札を執行したところ、大幸建設株式会社小山営業所が2億4,900万円で落札決定し、消費税相当額1,245万円を加え、2億6,145万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事の完成予定期日は、平成23年9月30日としております。

以上であります。

○**議長（仲井民夫君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（仲井民夫君）** 起立全員です。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

追加日程第5 発議第1号 小山町議会議員定数条例及び小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○**議長（仲井民夫君）** 追加日程第5 発議第1号 小山町議会議員定数条例及び小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番 室伏 武君。

○**10番（室伏 武君）** それでは、発議第1号 小山町議会議員定数条例及び小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを御提案申し上げます。

今回、議員定数を15名から13名に2名削減と、定数削減に伴う常任委員会の総務建設委員会が8名から7名に、文教厚生委員会が7名から6名と、各1名減とする条例案です。

なお、今回の提案に至るまでの内容を、少し述べさせていただきます。

小山町議会は、独自に議会定数調査協議会を設置し、各地区の議員による6名で構成し、組織しました。会議は5回開催しました。

協議会の委員からは、定数を削減することの課題となる、次のような意見も出ました。議会の

活性化の欠如、住民サービスの低下、議員の立候補の難易性、施策に対するチェック機能の低下、各層の意見が反映されない、広域行政組合への対応などであります。

今後、開かれた議会や議会改革を目指す中、議会基本条例の策定など、議員みずからが議会活動を今まで以上、さらに住民の目線に立った行動を行う必要があると判断します。

今回、区長会からの要望もありましたが、議員定数の削減の数は、近隣周囲の状況、小山町の現状、今後の議会改革の考えに基づき、短い期間でありましたが、議会定数調査協議会において慎重審議の上検討し、先ほど申しあげました13名とする2名削減の条例改正と定数削減による各常任委員会の人数の改正をするものであります。

以上、提案理由を申しあげ、提出者、私、室伏 武、賛成者、岩田治和、米山 元、真田 勝、岩田潤泉、藪田豊造、以上の方々の賛成を得まして、今回の条例を地方自治法第112条第1項及び小山町議会会議規則第14条の規定により、提案をするものであります。

以上、提案の理由の説明とします。

○議長（仲井民夫君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、2月18日開催の全員協議会において、報告、了承を得ております。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲井民夫君） 御異議なしと認めます。

これから採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（仲井民夫君） 起立全員です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決をされました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月28日月曜日 午前10時開議

議案第16号から議案第23号までの平成23年度予算8件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれで散会をします。

午後1時44分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 仲 井 民 夫

署 名 議 員 込 山 恒 広

署 名 議 員 岩 田 治 和